

# 服 装 規 定

服装や頭髪などは、その人の心情や品位を表すものであり、また、学校生活の雰囲気を作り上げる重要な要素である。常に清楚であることを旨として、他者を尊重しつつ自らの品位を高めるように心掛ける。

本校の服装規定は、次のとおりである。

## 1 服 装

- (1) 式典等、学校が指定した日は制服を着用する。
- (2) その他の日は、制服以外の服装も可とする。
- (3) (2)の場合、学校生活にふさわしい服装とする。

## 2 制 服

- (1) 冬服 次のア、イのいずれかとする。
  - ア 詰襟黒標準学生服。上着に校章ボタンをつけ、左襟に校章バッジをつける。(音楽科・美術科の生徒は右襟に科章バッジもつける。)
  - イ 紺のサージ、セーラー服。左胸に校章バッジをつける。(音楽科・美術科の生徒は左胸に科章バッジもつける。)  
白襟カバー、黒三角ネクタイ又は学校指定のスナップ式黒ネクタイをつける。上着丈は、腰骨までとする。  
プリーツスカートは、ひだ数 24～28 程度、黒線リボン 1 本を裾から約 12cm 上につけ、左側に結んでさげる。スカート丈は、ひざ（さら）の範囲とする。  
靴下は黒、紺又は白。ストッキング・タイツはベージュ又は黒で無地とする。
- (2) 夏服 次のア、イのいずれかとする。
  - ア 白カッターシャツ、又は白開襟シャツ。
  - イ 学校指定の半袖又は長袖のセーラーブラウス。  
黒三角ネクタイ又は学校指定のスナップ式黒ネクタイをつける。

## 3 その他

- (1) 頭髪については、不必要な染色・パーマはしないこと。
- (2) 化粧及び学校生活に不必要な装身具はしないこと。
- (3) 服装規定については、必要に応じて話し合いの場を設けるとともに、年度末毎に生徒代表と学校側とで見直しを行う。
- (4) その他の運用については、生徒側の示す自主規制を尊重する。

令和 4 年 2 月 改定